



各 都道府県 災害福祉支援ネットワーク担当課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和6年能登半島地震に係る災害派遣福祉チームの派遣について（再依頼）

平素より社会福祉の増進にご尽力いただき、篤く御礼申し上げます。

今般の令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県知事から別添のとおり、各都道府県知事に対して災害派遣福祉チームの派遣についての依頼通知が発出され、1月5日(金)付けで既に厚生労働省からも貴都道府県宛て派遣への協力を依頼し、多くのチームの派遣が行われている状況です。

しかし、現在、発災から10日以上が経過し、被災地の状況も大きく変化してきており、避難生活の長期化による衛生環境・生活環境の悪化などが見られることから、特に支援が必要となる要配慮者の2次避難所等への移送も進んでおります。さらにその手前の1.5次避難所が複数数百人規模で開設されることとなっています。このように、避難所で暮らす要配慮者の健康状態が懸念される状況であり、避難所における衛生環境や生活環境の改善及び増加する介護等の支援ニーズへの対応が急務となっていることから、さらなる災害派遣福祉チームの派遣が必要とされております。

つきましては、改めて貴都道府県におかれましても登録されている災害派遣福祉チーム員、社会福祉施設や関係団体等へ周知、連絡をしていただくとともに、派遣可能なチーム員数や派遣可能期間等について、調整、確認等をしていただくよう、ご協力をお願いいたします。

なお、災害派遣福祉チームの派遣等に向けて、厚生労働省が委託をしている災害福祉支援ネットワーク中央センター(全国社会福祉協議会)において、都道府県ごとに、派遣先、派遣期間、必要人数、主な業務等を個別に調整させていただくため、別途ご連絡させていただきましますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

ご不明の点などございましたら、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課又は災害福祉支援ネットワーク中央センター(全国社会福祉協議会)までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

[本件問合せ先]

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 予算係・指導係  
電話番号：(代表) 03-5253-1111 (2864、2862、2865)  
(ダイヤルイン) 03-3595-2616

Mail：[syahuku-chousa@mhlw.go.jp](mailto:syahuku-chousa@mhlw.go.jp)

社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部  
TEL. 03-3581-7819 FAX. 03-3581-7928  
e-mail：[dwat\\_network@shakyo.or.jp](mailto:dwat_network@shakyo.or.jp)  
※アンダーバーが入ります

別 添

厚 第 2055 号  
令和 6 年 1 月 5 日

各都道府県知事 様

石川県知事 馳 浩  
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震に係る災害派遣福祉チームの派遣について（依頼）

令和 6 年能登半島地震の発生に伴い、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者が多くの避難所で生活しております。住宅の復旧等の目途が立たず、避難生活が長期化する状況が見込まれる中、今後、福祉的ニーズの増加等により、本県だけの対応が困難なことが見込まれるため、貴都道府県の災害派遣福祉チームの派遣をお願いいたします。

派遣先や派遣期間等の詳細については、追って調整の上、ご連絡させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、災害派遣福祉チーム派遣に係る費用は石川県が災害救助法による救助費から支給いたしますので、各都道府県は費用をとりまとめて石川県へ救助法による求償を行ってください。

（参考「令和 6 年能登半島地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」）

(事務担当)

石川県健康福祉部厚生政策課  
地域福祉グループ  
TEL 076-225-1478